

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

富山市が、公益社団法人富山市シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、富山市契約規則（平成17年富山市規則第37号）第20条の2第3号の規定により公表する。

平成31年3月4日

富山市長 森 雅 志

- 1 契約の件名
山田村歴史民俗資料館 館内清掃及び除草業務委託（後期）
- 2 随意契約を締結した課室の名称
婦中教育行政センター
- 3 契約の相手方を決定した日
平成31年3月1日
- 4 契約の相手方の住所及び名称
富山市牛島町9番4号 公益社団法人富山市シルバー人材センター
- 5 契約金額
17,862円
- 6 随意契約の理由
本契約の目的が地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。